

(17) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

49件 不当と認める国庫補助金 400,904,071円

第3章
第1節
第6
厚生労働省

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることができることなどとなっている(以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。)

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。また、各種加算のうち障害者加算は、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)に定める障害等級の1級の障害を有する者等を対象として、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」(平成26年厚生労働省発社援0324第2号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

- ① 生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき調定した額とする。

本院が、29 都道府県の 208 事業主体において会計実地検査を行うとともに、12 都府県の 27 事業主体から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、21 都府県の 49 事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかったり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定したりなどしていた。このため、負担金計 400,904,071 円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 12 都府県の 27 事業主体のうち 8 都府県の 14 事業主体は、会計実地検査を行った 29 都道府県の 208 事業主体のうち 8 都府県の 14 事業主体と重複している。

このような事態が生じていたのは、49 事業主体において、保護費の支給決定に当たり、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったり、障害者加算の対象とすべき障害の認定に係る確認が十分でなかったりなどしたこと、厚生労働省及び 20 都府県において、適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

沖縄県那覇市は、世帯 A の保護を平成 29 年 12 月に開始しており、同月から令和 3 年 11 月までの保護費の支給に当たり、世帯主 B からの収入はないとの届出に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主 B には平成 28 年 4 月に年金受給権が発生していたにもかかわらず、同市による調査が十分でなく、裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主 B は年金を受給していなかった。そして、本院の検査を踏まえて、同市が裁定請求手続に係る指導を行った結果、世帯主 B は計 8,037,463 円の年金を遡及して受給した。

したがって、同市がこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計 8,037,463 円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されており、これに係る負担金計 6,028,097 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(135)	岩手県 盛岡市	平成30～ 令和4	293,782	220,337	22,018	16,513	障害者加算の認定を誤っていたもの
(136)	同 花巻市	平成29～ 令和4	43,688	32,766	4,408	3,306	同
(137)	同 一関市	平成29～ 令和4	21,972	16,479	2,256	1,692	同
(138)	同 奥州市	平成29～ 令和3	35,484	26,613	2,019	1,514	同
(139)	栃木県 佐野市	平成30～ 令和3	19,663	14,747	2,016	1,512	障害者加算の認定を誤っていたものなど
(140)	同 小山市	平成29～ 令和5	40,689	30,516	3,342	2,507	同
(141)	群馬県 前橋市	平成28～ 令和4	39,030	29,273	14,475	10,856	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(142)	千葉県 千葉市	平成28～ 令和4	76,969	57,726	20,189	15,142	同
(143)	同 船橋市	平成28～ 令和4	43,322	32,491	13,957	10,468	年金受給権の調査が十分でなかったものなど

第3章 第1節 第6 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に對する	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費	国庫負担 金交付 額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額	
				千円	千円	千円	千円	
	(144)	東京都 新宿区	平成27～ 令和3	41,204	30,903	14,582	10,936	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(145)	同 文京区	平成29～ 令和4	22,803	17,102	8,451	6,338	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(146)	同 江東区	平成29～ 令和4	35,903	26,927	9,613	7,210	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(147)	同 品川区	平成27～ 令和2	27,878	20,908	2,771	2,078	年金収入を認定して いなかったものなど
	(148)	同 世田谷区	平成28～ 令和4	362,864	272,148	76,500	57,375	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(149)	同 中野区	平成29～ 令和3	23,717	17,788	3,068	2,301	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(150)	同 北区	平成29～ 令和4	69,080	51,810	11,179	8,384	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(151)	同 荒川区	平成28～ 令和4	139,163	104,372	28,817	21,613	同
	(152)	同 足立区	平成28～ 令和4	157,945	118,459	45,262	33,946	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(153)	同 葛飾区	平成27～ 令和4	50,961	38,221	9,086	6,815	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(154)	同 立川市	平成29～ 令和4	14,448	10,836	5,497	4,123	同
	(155)	同 町田市	平成28～ 令和3	185,151	138,863	20,020	15,015	同
	(156)	新潟県 長岡市	元～3	7,936	5,952	2,016	1,512	同
	(157)	同 村上市	平成28～ 令和4	58,961	44,220	5,276	3,957	同
	(158)	富山県 氷見市	平成26～ 令和3	39,135	29,351	3,306	2,479	返還決定額を誤って いたものなど
	(159)	石川県 金沢市	平成29～ 令和4	30,293	22,720	10,585	7,939	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(160)	岐阜県 岐阜市	平成28～ 令和3	14,073	10,555	8,294	6,220	同
	(161)	三重県 松阪市	平成29～ 令和3	40,735	30,551	5,066	3,800	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(162)	京都府 京都市	平成29～ 令和3	26,751	20,063	3,730	2,797	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(163)	大阪府 八尾市	平成28～ 令和3	59,986	44,989	3,206	2,405	手当収入を認定して いなかったもの
	(164)	奈良県 奈良県	平成27～ 令和3	80,079	60,059	5,224	3,918	障害者加算の認定を 誤っていたもの
	(165)	同 奈良市	平成28～ 令和4	288,515	216,386	52,142	39,107	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(166)	同 桜井市	平成29～ 令和4	43,099	32,324	12,849	9,637	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(167)	島根県 松江市	平成28～ 令和3	45,661	34,246	6,473	4,854	手当収入を認定して いなかったものなど
	(168)	岡山県 岡山市	平成28～ 令和3	34,331	25,748	2,025	1,519	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(169)	同 倉敷市	平成28～ 令和4	93,536	70,152	9,474	7,105	同
	(170)	広島県 呉市	平成29～ 令和3	12,630	9,472	1,949	1,461	年金収入を認定して いなかったものなど
	(171)	福岡県 福岡県	平成28～ 令和3	90,682	68,011	5,922	4,442	手当収入を認定して いなかったものなど
	(172)	同 福岡市	平成28～ 令和3	27,659	20,744	2,411	1,808	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(173)	同 久留米市	元～3	24,644	18,483	1,717	1,288	障害者加算の認定を 誤っていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(174)	福岡県 飯塚市	平成28～ 令和3	16,696	12,522	1,576	1,182	障害者加算の認定を誤っていたものなど	第3章 第1節 第6 厚生労働省
(175)	佐賀県 唐津市	平成28～ 令和4	12,079	9,059	6,521	4,890	年金受給権の調査が十分でなかったもの	
(176)	大分県 大分市	平成28～ 令和3	69,827	52,370	7,398	5,549	障害者加算の認定を誤っていたものなど	
(177)	同 中津市	平成28～ 令和3	13,713	10,285	1,452	1,089	障害者加算の認定を誤っていたもの	
(178)	鹿児島県 鹿児島市	平成29～ 令和4	9,119	6,839	1,734	1,300	返還決定額を誤っていたものなど	
(179)	沖縄県 沖縄県	平成30～ 令和4	26,306	19,729	6,224	4,668	年金受給権の調査が十分でなかったもの	
(180)	同 那覇市	平成28～ 令和4	118,875	89,156	19,155	14,366	年金受給権の調査が十分でなかったものなど	
(181)	同 宜野湾市	平成28～ 令和4	60,724	45,543	12,018	9,014	同	
(182)	同 浦添市	平成28～ 令和4	41,525	31,144	10,265	7,699	年金受給権の調査が十分でなかったもの	
(183)	同 うるま市	平成28～ 令和4	65,751	49,313	6,977	5,233	同	
(135)-(183)の計			3,199,063	2,399,297	534,538	400,904		